

令和 7 年度

第 3 回 千葉市環境影響評価審査会

議 事 録

令和 8 年 3 月 9 日 (月)

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和7年度第3回千葉市環境影響評価審査会次第

令和8年3月9日（月）
午後3時00分～5時07分
千葉市役所1階 正庁

1 開 会

2 議 題

（1）千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書について（審議）

3 閉 会

配付資料

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 資料1 | 千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書 |
| 資料2 | 千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書 説明資料 |
| 参考資料1 | 千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価手続のスケジュール |
| 参考資料2 | 千葉市環境影響評価条例（抜粋） |

午後 3 時 0 0 分 開会

【辻本環境保全課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 3 回千葉県環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の辻本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の審査会の成立についてご報告いたします。千葉県環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催には委員の半数以上の出席が必要です。委員総数 18 名のところ、本日は 14 名の方にご出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、机上にあります本日の会議資料のご確認をお願いいたします。会議資料は次第に記載のとおりです。不足等がありましたら、事務局までお知らせください。

次に、会議・議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉県情報公開条例の規定により公開となっております。議事録も、委員の皆様にご承認いただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領に記載されている事項を遵守くださいますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。ここからの議事の進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 岡本と申します。これからの議事進行は着席をして進めさせていただきますので、説明をしてくださる方も着席したままで結構でございます。

それでは、議事に入ります。議題（1）「千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書について（審議）」です。本件につきましては、本日付で千葉県長より諮問を受けております。

初めに、事務局から手続の流れについて説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【奥村環境保全課長】 それでは説明いたします。右上に「参考資料 1」と書かれたものをご覧ください。事業案件の環境影響評価手続のスケジュールをお示ししております。

今回の手続は、「5 環境影響評価準備書」となります。準備書は事業者から 1 月 19 日に送付されまして、その後、2 月 2 日に公告を行い、同日から 3 月 3 日まで本庁舎や区役所で準備書の縦覧を行っております。また、住民等からの環境保全の見地からの意見につきましては、3 月 18 日まで受付を行っております。準備書に関する住民説明会につきましては、事業者により 2 月 20 日と 21 日に実施されております。準備書に対する市長意見については、住民等意見への事業者見解書が市に送付されてから 90 日以内に事業者に発出する予定となっております、それまでの間に本審査会を 3 回程度開催する予定です。

なお、準備書に関する条例上の根拠条文については、抜粋を参考資料 2 として添

付しておりますので、ご確認いただければと思います。

事務局の説明は以上となります。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

それでは、事業者から準備書に関する説明を受けようと思います。事業者が入室をするまでの間、委員の先生方はお待ちいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事業者入場)

【岡本会長】 事業者の皆様、準備のほうはよろしいでしょうか。

【事業者】 はい、大丈夫です。

【岡本会長】 ありがとうございます。それでは、これより説明をお願いします。

【事業者】 それでは、千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書の内容についてご説明します。

私は、環境影響評価を受託しております国際航業の中前と申します。どうぞよろしく願いいたします。

説明内容につきましては、こちらにお示しする 7 項目となります。説明箇所につきましては、スライドの右下にあるページ数でご案内します。

2 ページ目をご覧ください。これまでの手続の流れについてご説明します。

方法書は令和 5 年 4 月から 5 月にかけて縦覧を行い、同年 9 月に市長意見をいただきました。市長意見を踏まえ、現地調査や事業計画の見直しを行い、準備書を作成し、今年の 2 月 2 日から 3 月 3 日まで縦覧を行いました。本日はこの準備書の内容についてご説明します。

3 ページをご覧ください。事業者の名称は美樹観光株式会社、対象事業の名称は千葉市緑区下大和田町開発計画、事業の種類は宅地開発事業となります。

4 ページをご覧ください。対象事業の目的についてご説明します。

近年、大型物流施設への投資が拡大してきており、また、圏央道が 2026 年度には全線区間が開通となるため、圏央道に接続する千葉東金道路のインターチェンジ周辺などにおける製造業や物流業などを中心とした業種のニーズが高まることが予測されます。

千葉市新基本計画（平成 24 年 3 月）では、まちづくりの基本方針における方向性として、「ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ」を掲げており、また、令和 5 年度より開始されている千葉市基本計画においても、「まちづくりの総合 8 分野」の 1 つに「地域経済」分野が設定されています。その目標は「地域経済を支える産業や人材が育ち、新たな価値が生まれるまちを実現します」とされており、「環境や社会にも配慮した民間事業者の投資や多様な人材の雇用を促進するとともに、地域経済の新たな担い手を育成するなど、さらなる活性化に向けた取組みを持続的かつ柔軟に進めること」の必要性が挙げられています。

本区域は、千葉東金道路の南側に隣接しており、約 1km 圏内に中野インターチェンジが位置しており、交通利便性がよく、物流や製造の拠点地としての適性が高くな

っています。

本事業は、これらの立地特性を最大限に活用し、事業により自然環境との調和や地域経済の活性化を視野に置いた産業基盤の整備を行うとともに、千葉市の産業の発展とともに雇用の創出と拡大に寄与することを目的とします。

5 ページをご覧ください。対象事業実施区域の位置は、千葉市緑区下大和田町 1139 番他の千葉東金道路中野インターチェンジ付近となります。

6 ページをご覧ください。土地利用計画は、こちらにお示しするとおり、約 67 万 m^2 のうち、企業用地が約 32 万 m^2 、森林が約 14 万 m^2 です。進出予定企業は、食品加工、研究開発、物流倉庫、工業加工を予定しています。

7 ページをご覧ください。汚水排水、雨水排水及び調整池計画をご説明します。

汚水排水は、汚水を汚水ポンプ場に集約した後、汚水圧送管を経て、公共用下水道へ放流する計画です。雨水排水は、対象事業実施区域内に降った雨水は側溝及び集水ますから調整池を経由して鹿島川へ放流します。なお、造成工事期間中は調整池予定地に仮設沈砂池を設置し、工事による土砂流出の抑制に努めます。調整池計画は、流量増対策として、約 12 万 m^3 の調整池を 1 か所設置します。

8 ページをご覧ください。供給施設計画をご説明します。

給水については、全量を上水道で確保することとし、大木戸浄水場から供給します。計画使用水量は、業種に見合った水量を確保することとし、1 日当たり約 3,000 m^3 とします。ガスについては都市ガスの供給を受けます。電力については東京電力の供給を受けます。なお、進出企業に対し、再生可能エネルギーの導入や高効率機器の積極的な採用等を要請します。

9 ページをご覧ください。交通計画についてご説明します。

供用時の関連車両の主な走行経路は、千葉東金道路の中野インターチェンジから県道 131 号線を計画しています。通勤車両は、県道 131 号線の南北方向からのアクセスを想定しています。

10 ページをご覧ください。対象事業の実施期間ですが、令和 8 年度いっぱい環境影響評価手続きを行い、令和 9～10 年度に関連手続き、令和 11～16 年度に準備工事、造成工事、令和 14～16 年度に進出企業の建築工事を予定しています。

11 ページをご覧ください。工事工程ですが、令和 11 年度から準備工事、調整池工事、造成工事、道路工事、公園・その他工事を順次行い、令和 14～16 年度に進出企業の建築工事を予定しています。

12 ページをご覧ください。工事計画についてご説明します。

まず、造成計画ですが、宅地の計画高の設定に当たっては、対象事業実施区域の内側にある除外地の高さを基準としながら、現在の標高を踏まえ、切盛を行い、今後の企業誘致を円滑に促進するため、可能な限り平坦となる計画とします。

本事業では、盛土よりも切土の量が多くなる計画となっております。そのため、盛土に敷地内の土を有効活用することで、外部からの土砂搬入は行わず、発生する残土につきましては、適切に場外へ搬出処分する計画としております。

13 ページをご覧ください。工事用車両の主要な走行経路は、現時点での想定として、千葉県道 131 号線を計画しています。

14 ページをご覧ください。続きまして、市長意見と事業者の見解の概要についてご説明します。

1 点目は、最も重要な変更点である谷津田の保全についてです。市長意見では、計画地には「生物多様性保全上重要な里地里山」が含まれていることから、慎重な検討と見直しを求められました。これに対し、環境保全を最優先に考え、事業計画を大幅に見直し、谷津田の区域を開発エリアから除外するという決定をいたしました。

2 点目は給排水の問題です。下水道がない地域で排水はどうするのか、地下水を使うのかというご懸念をいただいております。汚水は公共下水道へ接続し、基準を満たして適切に処理する計画としております。また、給水は大木戸浄水場から供給し、地下水は利用しません。

3 点目は、どのような企業が来るかという点です。具体的な業種は、食品加工、研究開発、物流倉庫、工業加工の 4 つを想定しています。その上で、それぞれの環境影響が最も大きくなるケースを想定して、安全側の予測・評価を行っております。

15 ページをご覧ください。左が変更前の図で、右が現在の図面となります。市長意見を踏まえ、貴重な生態系を有する谷津田の保全区域を含む谷津田の区域を除外しました。

16 ページをご覧ください。次に、地域住民に対して丁寧に説明することとのご意見をいただきました。今回の準備書説明会に加えて、近隣住民に対しては別途説明会を開催し、理解を得られるように努めます。

次に、工事用車両の通行ルートです。下大和田 17 号線は道幅が狭く、住宅があるため、通行を避けるように求められました。工事においては、新設道路を主なルートとし、下大和田 17 号線は極力使用しない計画としました。

次に、大気質・悪臭・騒音等の調査地点についてです。今回、計画地内の除外地にある住宅付近についても、新たに大気質・悪臭・騒音等の調査・予測地点を追加しました。

17 ページをご覧ください。次に、土壌・地下水のリスクについて、外部から土砂を持ち込むと汚染物質が混ざるのではないかとのご懸念がありました。本計画では切土量のほうが盛土量よりも多いため、外部からの土砂の搬入は一切行わないことにより、リスクを回避します。

続いて、貴重な動物の調査についてです。レッドリスト掲載種であるミゾゴイや、生息情報があつたアカギツネについて、情報収集等、適切に対策するようご意見をいただきました。これを受け、調査の規模を大幅に拡大し、確認精度の向上を図りました。

景観・水生生物については、谷津田や鹿島川周辺に調査地点を追加することとご意見をいただきました。いずれについても、ご指摘の箇所を調査地点に追加しました。

18 ページをご覧ください。続きまして、市民等の意見と事業者の見解についてご

説明します。方法書の縦覧期間中に 55 通の意見書が提出されました。

主な意見と事業者見解の概要ですが、まず谷津田等の自然環境の保全については、計画を大幅に見直して谷津田を除外し、現況森林の 25%以上を保全します。

次に、地下水・水質についてですが、汚水は公共下水道へ放流して、河川への流入を防ぎ、可能な限り地下水涵養策を講じる計画としました。

次に、交通・安全対策については、新たな接続道路を建設し、大型車などが生活道路を通らないようにして安全を確保します。

最後に、造成・土砂計画ですが、敷地内の土だけで土砂バランスを取り、外部からの土砂搬入は一切行いません。

19 ページをご覧ください。環境影響評価の項目についてご説明します。

まず、本事業の実施による影響要因としては、工事中の建設機械の稼働、工事用車両の走行、造成等の工事、存在による影響として、地形改変後の土地及び工作物等の存在、供用による影響として、施設の稼働、関連車両の走行が挙げられます。

これらの影響を受ける項目として、大気質、悪臭、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形・地質、土壌、日照障害、電波障害、次の 20 ページの植物、動物、水生生物、生態系、景観、ふれあい活動の場、文化財、地域分断、廃棄物等、温室効果ガス等の 21 項目を選定しました。

21 ページをご覧ください。続きまして、調査、予測及び評価の結果についてご説明します。

22 ページをご覧ください。大気質についてご説明します。黄色い丸の 1 地点が一般環境大気質・気象の調査地点、赤い四角の 2 地点が沿道環境大気質・交通量の調査地点です。

23 ページをご覧ください。調査結果についてご説明します。各項目とも、各地点で環境基準等を満足していました。

24 ページをご覧ください。予測・評価の結果についてご説明します。

まず、建設機械の稼働及び造成等の工事の影響についてです。二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんの予測結果は、評価基準との整合が図られていると評価します。

25 ページをご覧ください。工事用車両の走行による影響についてです。二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんの予測結果は、評価基準との整合が図られていると評価します。

26 ページをご覧ください。施設の稼働に伴う排ガスの影響についてです。二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の予測結果は、評価基準との整合が図られていると評価します。

27 ページをご覧ください。関連車両の走行に伴う大気質についてご説明します。二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測結果は、評価基準との整合が図られていると評価します。

28 ページをご覧ください。環境保全措置についてご説明します。排出ガス対策型建設機械の使用、タイヤに付着した土砂の洗い落とし等の徹底、計画的かつ効率的な

運行管理などを実施することにより、本事業に係る環境影響は実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価します。

29 ページをご覧ください。続いて、悪臭についてご説明します。赤い丸の 3 地点が悪臭の調査地点です。

30 ページをご覧ください。悪臭の調査結果は、全地点で規制基準を満足していました。また、悪臭の予測結果は、大気安定度不安定時では臭気指数が 10 未満、逆転層出現時では臭気指数が 12 となり、評価基準との整合が図られていると評価します。

進出企業に対しては、規制基準を遵守し、必要に応じて脱臭設備を設置するなど、公害の未然防止に努めるよう要請することで、本事業に係る環境影響は実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価します。

31 ページをご覧ください。続いて、騒音・振動・低周波音についてご説明します。黄色い丸の 5 地点が環境騒音・振動、低周波音の調査地点、赤い四角の 2 地点が道路交通騒音・振動、交通量の調査地点です。

32 ページをご覧ください。続きまして、現地調査結果についてご説明します。

騒音・振動・低周波音については、平日、休日とも、全地点で環境基準等を満足していました。自動車交通量は、1 日当たり、県道 131 号線は大型車約 300～500 台、小型車約 4,000～5,000 台となっていました。下大和田 17 号線は、大型車は 10 台程度、小型車は 150 台程度となっていました。

33 ページをご覧ください。予測・評価の結果についてご説明します。

まず、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測結果は、評価基準との整合が図られていると評価します。

34 ページをご覧ください。続いて、工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測結果は、評価基準との整合が図られていると評価します。

35 ページをご覧ください。続いて、施設の稼働による騒音・振動・低周波音の予測結果は、評価基準との整合が図られていると評価します。

36 ページをご覧ください。関連車両の走行に伴う騒音・振動の予測結果は、評価基準との整合が図られていると評価します。

37 ページをご覧ください。環境保全措置についてご説明します。

低騒音・低振動型建設機械の使用、仮囲いの設置、不必要なアイドリングの禁止等の周知徹底を実施することにより、本事業に係る環境影響は実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価します。

38 ページをご覧ください。続いて、水質についてご説明します。黄色い丸の地点が水質と流量の調査地点、赤い四角の地点が土壌特性の調査地点です。

39 ページをご覧ください。造成工事による水質の予測結果及び環境保全のための措置についてご説明します。

造成等の工事においては、土砂の流出による濁水の発生が懸念されますが、沈砂池容量を 4 万 2,500m³ 以上確保することで、河川の浮遊物質の濃度を現況の最大値と同程度に抑制できると予測しております。また、コンクリート打設に伴うアルカリ

排水については、必要に応じて中和処理を行うことで、水質汚濁防止法等の基準を遵守します。これらの対策により、造成等の工事に伴う水質への影響は実行可能な範囲でできる限り低減が図られているものと評価します。

40 ページをご覧ください。続いて、水象についてご説明します。青い四角が流量、黄色い丸、緑の三角、赤い四角が地下水や湧水の調査地点です。

41 ページをご覧ください。続きまして、現地調査結果についてご説明します。

地下水位は秋に最も高くなる傾向が見られるものの、季節による変動幅は小さく、いずれの地点でも 1m 以内であり、地下水の賦存形態は年間を通して比較的安定していると推察されます。湧水の集水範囲は対象事業実施区域の全域を含み、東側と北側に面する台地の一部や、南側の小規模な谷地形の流域も湧水の集水範囲と想定されます。

42 ページをご覧ください。造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う予測・評価の結果についてご説明します。

河川流量については、造成工事に伴う変化は 2.3%、事業完了後の土地利用の変化に伴う変化は 5.1%と予測されました。また、地下水涵養量及び湧水量の変化については、将来の予測値は現況の約 7 割から 8 割程度の範囲で維持されると予測されました。これらの予測結果を踏まえ、水環境への影響を低減するため、残地森林等の面積の確保、雨水浸透施設等の設置の推進、谷津田を対象事業実施区域から除外することで、実行可能な範囲内でできる限り影響の低減が図られているものと評価します。

43 ページをご覧ください。続いて、地形・地質についてご説明します。

造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う地形・地質の予測結果は、谷津田の区域を対象事業実施区域から除外することを含め、掘削量と改変面積をできる限り抑える計画とするため、現況地形や注目すべき地形・地質に与える影響は小さいと予測されます。したがって、本事業に係る環境影響は実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価します。

44 ページをご覧ください。続いて、土壌（表土）についてご説明します。

調査の結果、対象事業実施区域の土壌は微酸性から弱酸性でした。

次に、予測及び評価の結果をご説明します。造成工事や施設の存在が植物の生育基盤となる表土に与える影響について予測しました。本事業では、外部からの土砂搬入は行わず、区域内の切土を盛土として活用する計画です。このため、造成後の表土の生産性は現況と同程度になると予測されます。土壌改良を行う場合につきましても、植栽等の生育に影響を与えないよう配慮するため、表土の生産性は維持されるものと予測されます。これらを踏まえ、本事業に係る環境影響は実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価します。

45 ページをご覧ください。続いて、日照障害についてご説明します。

冬至日における計画建物による日影は、時刻別日影図では、地盤面プラス 4m の高さで、8時に最大で対象事業実施区域敷地境界から西側に約 170m、16時に最大で対象事業実施区域敷地境界から東側に約 130m に及ぶと予測されました。

46 ページをご覧ください。等時間日影図では、計画建物による 5 時間以上の日影が除外地内に発生することが予測されました。

47 ページをご覧ください。予測の結果、進出企業の計画建物により、一部の時間帯で対象事業実施区域の外側に日影が生じますが、日影による住居への影響が低減されるよう、進出企業に対して施設の高さ及び配置等に配慮を要請することで、施設の存在に伴う日照障害は実行可能な範囲内で行える限り低減が図られているものと評価します。

48 ページをご覧ください。続いて、電波障害についてご説明します。

東京スカイツリーの地上デジタル放送の遮蔽障害範囲は、対象事業実施区域の南東側で、幅約 700m、延長約 260m の範囲となると予測されます。千葉テレビの遮蔽障害範囲は、対象事業実施区域の南東側で、幅約 700m、延長約 1,250m の範囲となると予測されます。これらの結果を踏まえ、電波障害の発生が低減されるよう、進出企業に対しては施設の高さ及び配置等に配慮するよう要請し、電波障害が発生した場合には、電波障害の状況に応じて、共同受信施設の設置など適切な措置を講じることとします。したがって、施設の存在に伴う電波障害は実行可能な範囲内で行える限り回避・低減策が図られているものと評価します。

49 ページをご覧ください。続いて、植物についてご説明します。

調査は図の点線の枠内で実施しました。また、赤い四角の地点で植生調査を実施し、青丸の地点で緑の量の調査を実施しました。

50 ページをご覧ください。まず現地調査の結果です。対象事業実施区域及びその周辺において調査を行った結果、全体で 126 科 621 種の植物の生育を確認しました。このうち、国の絶滅危惧Ⅱ類であるキンランをはじめ、ササバギンランやシュンランなど、保全上注目すべき種が合計で 43 種確認されました。

51 ページをご覧ください。まず、植物の重要な種及び群落についてですが、その多くは、谷津田の区域を対象事業実施区域から除外したことにより、改変は回避または低減されると予測します。一方、事業の実施に伴い改変が避けられないキンラン等の種については、生育個体の移植を実施して個体の保護を図るとともに、緑地整備に当たっては、現存植生を考慮した植栽を行う等の環境保全措置を実施します。以上により、植物の生育環境への影響は実行可能な範囲内で行える限り回避・低減または代償されていると評価します。

52 ページをご覧ください。続いて、動物についてご説明します。

対象事業実施区域及びその周辺に、鳥類のラインセンサスルート、ポイントセンサス地点、哺乳類、昆虫類、爬虫類のトラップ設置地点や哺乳類の無人撮影調査地点を設定しました。また、猛禽類調査の定点は、黒い丸の 4 か所を基本に設定しました。

53 ページをご覧ください。水生生物の現地調査地点は、黄色い丸でお示ししている放流先である鹿島川及び対象事業実施区域内の水路の 2 か所としました。

54 ページをご覧ください。本区域は樹林地と谷津田が入り組んだ里地里山の環境を有しており、多種多様な生物の生息が確認されました。具体的には、哺乳類 17 種、

鳥類 70 種、両生類 5 種、昆虫類 794 種、そして、水域では魚類 9 種などが確認されております。このうち保全上注目すべき種としまして、キツネ等の哺乳類、オオタカなどの鳥類、ニホンアカガエルなどの両生類、ミナミメダカなどの魚類を含め、合計で 124 種が確認されました。また、生態系の上位に位置する猛禽類につきましても、オオタカやサシバの営巣が確認されました。

55 ページをご覧ください。動物・水生生物の注目すべき種について、谷津田の区域を対象事業実施区域から除外したことにより、生息環境の改変は回避または低減されると予測します。また、サシバについては、繁殖期に配慮した工事工程の調整により、影響の低減を図るほか、利用環境の中に対象事業実施区域が含まれるものについては、事業の実施に伴い、利用環境の質的变化や一部が消失するため、森林の連続性の確保、調整池底面の土質化による水生植物等の回復促進等の環境保全措置を講じることにより、できる限り注目すべき種が利用可能な環境を整備します。

以上のことから、動物及び水生生物に係る影響は実行可能な範囲内でできる限り回避・低減または代償されていると評価します。

56 ページをご覧ください。続いて、生態系についてご説明します。

まず、現地調査の結果です。本区域は谷津田の湿地環境とそれを取り囲む斜面林が一体となった里地里山の環境を有しており、これらを基盤とした生態系が確認されました。生態系の頂点に位置する上位性の指標種としては、広い行動圏を持ち、草地や樹林など多様な環境を利用するキツネを選定しました。また、この地域を代表する典型性の指標種としては、産卵場所である水辺と生息場所である森林を行き来する在来のカエル類などを選定し、それぞれの生息状況や食物連鎖のつながりについて調査・予測を行いました。

次に、予測・評価の結果です。キツネについては、本種の広い行動圏を考慮して、予測地域周辺の環境における生息環境としての適性を検討した結果、それらの環境を利用可能であると予測します。在来カエル類については、産卵から成体の利用環境の範囲において、生息環境の連続性が維持されると予測します。さらに、注目種でも回避・低減を図るため、森林の連続性の確保による移動経路の維持、谷津田環境と連続性のある緑地の復元、沈砂池設置等による水質の維持等の環境保全措置を講じます。

以上により、地域を特徴づける生態系に係る影響は実行可能な範囲内で最大限回避・低減または代償されていると評価します。

57 ページをご覧ください。続いて、景観についてご説明します。景観の現地調査は、こちらの図にお示しする 11 地点で行いました。

58 ページをご覧ください。まず、予測及び評価の結果です。本事業の実施に伴い、建物や盛土が出現することによる景観の変化について予測を行いました。その結果、下大和田谷津田などの主要な眺望点において、計画建物の一部が視認されるなど、現在の景観に変化が生じると予測されます。

59 ページをご覧ください。景観への影響に対して、景観資源である谷津田の区域

を事業から除外することに加え、敷地境界への緩衝緑地帯の設置及び進出企業に対する周囲の環境と調和した建物の色彩や配置の要請といった措置を講じることにより、本事業に係る環境影響は実行可能な範囲内でできる限り低減されており、千葉県景観計画などの基準との整合も図られていると評価します。

60 ページをご覧ください。続いて、ふれあい活動の場についてご説明します。ふれあい活動の場の調査は、こちらの図にお示しする 2 地点で行いました。

61 ページをご覧ください。まず、予測及び評価の結果です。本事業では、地域の重要なふれあい活動の場である下大和田谷津田の区域を事業実施区域から除外しました。このため、工事中及び供用時において、活動の場が直接改変されることはありません。また、周辺にある貴船神社のオオヒイラギなどの活動の場につきましても、工事用車両や関連車両の主要な走行ルートに近接しておらず、アクセスルートとなる生活道路とも重複しない計画としております。

以上のことから、ふれあい活動の場の利用環境に対する影響はないと予測します。

62 ページをご覧ください。環境保全措置として、車両の運行が集中しないよう計画的な管理を行うことや、交通誘導員の配置による安全確保に加え、敷地内の緑地や道路の整備による利便性への配慮、及び散水等の粉じん対策などを講じることにより、本事業に係る環境影響は実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価します。

63 ページをご覧ください。続いて、文化財についてご説明します。

まず、予測及び評価の結果です。対象事業実施区域の一部は、埋蔵文化財包蔵地に該当していることが確認されました。このため、造成工事等の実施に際して、地中に埋まっている文化財に影響を及ぼす可能性があります。本事業の実施に当たっては、文化財保護法に基づき、千葉県教育委員会と協議の上、必要な手続を行うことにより、適切な対応が図られるものと予測します。

環境保全措置として、地下部分の改変を極力回避した造成計画、千葉県教育委員会と連携した保護措置の実施、関連法令や千葉県環境基本計画等に基づいた適切な対処などを講じることにより、本事業に係る環境影響は実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価します。

64 ページをご覧ください。続いて、地域分断についてご説明します。

まず、予測及び評価の結果です。本事業の実施後に、周辺にお住まいの方々のアクセス道路が幹線道路から分断されることはありません。また、対象事業実施区域内におきましては、新たに地区内道路が整備されることによりアクセス性が向上することから、地域分断への影響はないものと予測します。

環境保全措置として、千葉県道 131 号線から対象事業実施区域へ直接アクセスできる道路を新設し、既存の生活道路への交通負荷を抑えるといった措置を講じることにより、本事業に係る環境影響は実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価します。

65 ページをご覧ください。続いて、廃棄物等についてご説明します。

まず、予測及び評価の結果です。造成等の工事段階においては、樹木の伐採に伴う廃棄物や建設廃棄物が発生しますが、分別や再資源化を進めることで、建設廃棄物の再資源化率は約 39%となると予測しております。また、発生する残土につきましても、原則としてほかの地区の盛土現場等に搬出し、適切に利用する計画です。

なお、こちらのスライドの中で 1,544 万 8,378t とお示ししておりますが、原単位を間違えておりました、1 万 5,448t の誤りでございますので、訂正いたします。供用開始後の施設の稼働に伴う廃棄物につきましては、年間約 1,600t の排出が予測されますが、再資源化率は約 51%を見込んでおり、関連法令を遵守し、リサイクル目標の達成が可能であると評価します。

環境保全措置として、工事段階における廃棄物の分別の徹底や、専門業者への委託による適正処理及び残土の再利用に加え、供用時には、進出企業に対して排出抑制やリサイクルの推進を要請することなどにより、本事業に係る廃棄物等は実行可能な範囲内でできる限り排出抑制が図られているものと評価します。

66 ページをご覧ください。続いて、温室効果ガス等についてご説明します。

まず、予測及び評価の結果です。対策を実施した場合の二酸化炭素排出量の削減効果について予測を行いました。工事段階におきましては、建設機械の稼働による削減率が約 1.6%、工事用車両の走行による削減率が約 15.8%となると予測します。また、造成工事に伴う樹木の伐採による二酸化炭素の吸収量は、年間約 351t 減少すると予測されます。供用開始後においては、施設の稼働に伴う削減率が約 10%、関係車両の走行に伴う削減率は約 9.7%となると予測されます。

67 ページをご覧ください。環境保全措置として、建設機械や車両のアイドリングストップの徹底及び効率的な稼働計画の策定、森林の保全や敷地内緑化による吸収源の確保に加え、進出企業に対する省エネ対策や公共交通機関の利用促進の要請といった措置を講じることにより、温室効果ガス等の排出抑制は実行可能な範囲内でできる限りなされているものと評価します。

68 ページをご覧ください。続いて、事後調査計画についてご説明します。

事後調査は、これまでの調査、予測及び評価の結果を踏まえ、予測結果の検証を行うとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を実施することを目的として行います。調査の実施時期につきましては、大きく工事中と供用時の 2 つの段階に分けて計画しております。工事中におきましては、工事による影響が最大になる時期、また、供用時におきましては、進出企業の操業が開始され、事業活動が定常状態となる時期、それぞれ適切な地点を選定して調査を実施します。

69 ページをご覧ください。調査項目につきましては、こちらの表にお示しするとおり、大気質、騒音・振動、水質、水象といった生活環境項目に加え、植物、動物、生態系といった自然環境項目など、予測を行った項目について調査を行います。

70 ページをご覧ください。具体的には、植物については移植を実施した種の生育状況を、動物についてはサシバの繁殖期における生息状況などを重点的に確認いたします。また、工事中及び供用時の一定期間において、廃棄物や温室効果ガスの排出

状況についても確認を行います。これらの事後調査の結果、万が一環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連携を取り、速やかに必要な措置を講じます。

以上で説明を終了します。ご清聴ありがとうございました。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事業者の説明につきまして、委員の皆様より質問等をお受けしたいと思えます。意見のある方は挙手をしてください。担当者がマイクを持って伺いますので、よろしく願いいたします。

お願いします。

【森川委員】 大気汚染を担当しております森川と申します。

大気汚染ではないですけれども、本計画で谷津田を省いたことは非常に大きいことだと思って、よかったなと思っています。谷津田の場所がそもそも自然の重要なところですが、その周辺もかなり広い範囲で影響があるのかなと思っています。今回いただいた地図などで、谷津田がどれぐらいのエリアだったのか、谷津田のエリアを示していただけるとありがたいというところと、あとは、残地森林とか、周辺を少し残していますよというご説明だったのですが、自然保護のために残した部分をもうちよっと分かりやすく示していただけるといいかなと思いました。

特に気になっているのは、ここは水が多く流れていて、調整池をつくってそれとつながりますよね。なので、私よりもご専門の水象の方がお聞きくださるかなと思うんですけれども、そこの水の流れというか、どのようになっているのかも少し知りたいと思えます。

あと、たくさんあって申し訳ないのですが、後ろのほうで、今日いただいた資料の 64 ページに道路を新設することを書かれておられるのですが、この新設の道路というのは、大きい事業区域の中の道路ということでもよろしいですか。例えば 6 ページの中に道路があると思うのですが、これのことを指しているのですか。基本的に県道 131 号とつながりますよということでも、この周辺とはつながらないのですか。そもそも道路がないということもあるんですけれども、この事業区域には、今画面に出ている左上のところのみからアクセスできる形なのかということもお聞きしたいと思えます。よろしく願いいたします。

【岡本会長】 よろしく願いいたします。

【事業者】 ご意見、ご質問ありがとうございました。

まず、最初にお話がありました谷津田のエリアと、あとは残地森林がどこか分かりやすいように示してほしいということでした。

お手元に準備書はございますでしょうか。準備書の 10 ページ、11 ページに、当初の計画と今の計画、谷津田を外した図面をお載せしております。ここが計画の変更の経緯で、当初方法書を提出したときには、北側から東側にかけてちょっとした出っ張りがありますけれども、そこの部分が谷津田の区域となっております。現計画は、東側のほうが図面上切れてしまっているので、評価書ではもうちょっと分かりやす

いように修正しようと思うのですが、北側の谷津田のエリアから東側のエリアにかけて、ここの区域をごそっと外したという形になります。

このページでついでに説明さしあげると、新設の道路がどこなのかというのは、先ほど最後のほうにお話があったとおり、対象区域の北西側のところ、県道 131 号線から実施区域に伸びてくるこの道路について、方法書の段階ではなかったのですけれども、方法書に対する修正届を提出して、その段階でこちらにメインのアクセス道路を設置する。要は、中野インターから県道を下りて真っすぐアクセスできますから、周辺に対する影響も回避できるということ。あと、当初、実施区域の南側のほうの下大和田 17 号線、細い街路ですけれども、そこを工事用車両を通すルートとしていたのですが、そこには通さないで、最初にこのアクセス道路を整備して、ここに工事用車両を通して工事を進めていくという計画にしております。

もう 1 点、水象、水の流れについてですが、スライドの 41 ページに 6-5 というところがございまして、そこで水色でお示ししているのが湧水の集水範囲ということで、今回解析を行った範囲です。こちらにつきまして、対象事業実施区域は舗装されたりしますので、その舗装された部分については調整池に流入していく形にはなりません。盛土部はちょっと難しいですが、切土部については集水ますなどで地下浸透させることによって、地下水の涵養量を確保しつつ、谷津田の部分だけ残しても地下水が枯れたら谷津田環境としては意味がなくなってしまうから、そこら辺にも十分配慮して、地下水涵養を極力できるようにということで考えております。

盛土部分は、安全上地下水管理が難しいのですが、切土のエリアにある宅地については、極力雨水浸透ますの設置等を進出企業に促し、地下水の涵養に努めることによって、現況の 7 割から 8 割程度は地下水が涵養されるだろうと。そういった予測結果になっています。

【岡本会長】 ありがとうございます。先生、よろしいですか。

【森川委員】 ありがとうございます。地下水への浸透は分かりました。調整池のほうから従来あるほうに流れるのかどうなのかというところはいかがですか。

【事業者】 工事中と供用時について、それぞれ下流の鹿島川の流量について予測しています。それにつきましては、スライドで言うと 42 ページです。造成等の工事による河川流量の変化の程度は 2.3%、供用時の河川流量の変化の程度が 5.1%で、これは降雨時に流れ出す量ですけれども、それについてはそれぐらいの変化で収まるという形で予測しております。

【森川委員】 少しは出入りがあるけれども、その量は数パーセント程度ですよということですか。

【事業者】 そうです。調整池で流出量を調整した上で放流するという形になります。

【森川委員】 分かりました。ありがとうございます。

【岡本会長】 先生、よろしいですか。

【森川委員】 はい。ほかの委員の方もご質問があるかと思うんですけども。

【岡本会長】 では、その間に考えていただいて。ありがとうございます。

ほかの先生方はいかがでしょう。質問のある先生、挙手をお願いします。

【安立委員】 生態系を担当しております安立です。

今回の計画で谷津田を計画から外して保全するというのは大変いいと思うのですが、谷津田は適切に管理しないと保たれない土地でもあります。最初に計画に入っていた段階で、既に事業者の土地であると私は理解しているのですが、計画から外される谷津田の使い方についてご質問をしたいということです。

あと、市民の意見では自然を破壊することに対する懸念が多かったのですが、それに対する事業者の意見と反応として、谷津田を除外するから大丈夫だみたいな感じで書かれているのは、ちょっと不誠実というか、誠実に答えていただいているのかなということで、市民のこういう意見に対して、もう少し努力をお願いしたいと思います。これがコメントと質問です。

ちょっと細かいところですが、スライドの 45 ページの日照障害について、私は専門外でよく分からないので教えていただきたいのですが、この準備書では、今回の事業区域の中の建物についての情報が全くない。造成されてからいろいろな会社が入って建物を建てるというイメージですが、どのように日照障害を推定されるのかが全く分からない。これを見ると、敷地内に残存する一般の方の土地に日照障害があるように思えるのですが、これはどのくらいの建物を想定しているのか、建物の各位置はもう決まっているものなのかということをお教えいただきたいです。

あとは、すみません、また細かいのですが、調整池は非常に大事だと思いますが、調整池はどのくらいの深さでどういった管理をされるのかについても見当たらないので、教えていただきたいです。

取りあえず以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、事業者より回答をお願いいたします。

【事業者】 美樹観光の代表をしています浅川と申します。

まず、除外した谷津田のエリアについてですが、所有につきましては、弊社が買い取る前提ではあるのですが、ここは基本的に農地になりますので、まだ弊社のほうで所有権はありません。今回除外するという事は、所有権を最終的に持たないことになりますので、谷津田の管理につきましては、今後相談するような形になるかと思っております。

【事業者】 谷津田について補足させていただくと、外したことは大きいというのをご理解いただいていると思いますが、我々としても外せばいいと考えているわけではないです。まず、千葉市さんのほうで保全すべき区域として谷津田に指定されている区域は、北側の部分になります。東側はその区域には含まれていませんでした。ただ、調査をして実態を把握したときに、東側の谷津田から北側の谷津田に、南から北に水が流れているという状況を確認できておりましたので、そこも一体的に守らなければ、一番北側だけ残しても意味がないだろうと。生態系としての連続性の観点

を踏まえて、追加でどこまで外すべきかということを検討しているのが1点です。

あとは、谷津田を外した北側と東側の区域は緑色になっている部分かと思うのですが、そこは対象事業実施区域の中で残地森林あるいは工事後に造成森林にする場所となっております。ピンクの企業用地として整地する部分については、どうしてものり面を形成しなければいけない、ある程度斜面も形成しなければいけないので、一時的に伐採することにはなりますけれども、生態系の説明のところでもお話ししたとおり、谷津田とその周辺の斜面林の連続性がここの生態系の一番大事な部分だろうと考えておりますので、供用時については、できる限り谷津田の周辺は企業用地としての利用をせず、バッファという形でできる限り自然環境と連続性を保てるようにという土地利用計画にしているということです。ただ外せばいいというわけではなくて、外した環境がどれだけ現状を維持できるか、生物多様性の観点で維持されるのかといった計画を追加で検討していると、そういうことは理解いただければと思っております。

【事業者】 3点目、日照障害の予測条件、建物条件についてですけれども、こちらにつきましても、最初に書いてある場所がややこしくて、大気の予測条件として、準備書の370ページに書いてあります。建物の高さ31m、建ぺい率60%、容積率の記載がなかったのですが、容積率200%で、それでそれぞれの区画に最大の影響となるような形で配置しております。ですので、ここの予測条件としては最大影響と考えていただけて結構でございます。

【事業者】 調整池についてお答えさせていただきます。私は主に設計を担当させていただいておりますテトラ開発の小林と申します。よろしく申し上げます。

調整池ですが、水色の部分が実際に水のたまる部分です。ここのオレンジと道路のはざまに、ドレーン堤といって土の堤体をつくっております。その土の堤体の高さが水深5mになっております。この水色の水がたまる内側のラインが最深部で3m、常用部で1m、2m。なだらかな勾配をつくっておりますので。その外側は、実際には50年に一度の確率で調整池を設計しているのですけれども、それ以上の雨が降った場合に余裕を見るということで、これは基準で決められております。それが、風が強いときの跳水があってもあふれないようにということで約40cm。また、堤体を超えないようにということで60cm。たまるころの最深は3mと考えていただけて結構です。

【岡本会長】 以上で説明はよろしいですか。

先生、いかがですか。補足でお聞きしたい点がありましたらお願いします。

【安立委員】 いいですか。すみません、この地図を見ていて質問を思い出したのですが、谷津田の南側に広場1、2というのがあって、道路を挟んでより南にあったところに広場3があるので、広場1、2は一体どのような土地利用になるのか、どういう目的で広場とされているのか。また、広場3はどうしてここにできるのかについてお伺いしたいと思います。

【岡本会長】 よろしく申し上げます。

【事業者】 ご質問ありがとうございます。引き続き小林のほうから回答させていただきます。

まず、この開発予定地の3%に緑地ないし広場を設けなさいというのが開発基準で決められております。したがって、3%という面積は決められております。箇所については、千葉市公園管理課さんとも協議してこの箇所に。一応3か所に分かれるのですが、こちらはほぼ一体利用にさせていただきます。内容としましては、遊具等を多く置いた街区公園ではなくて、防災に備えたベンチや、その他緑を多く取った広場として設計しております。

【安立委員】 ということは、谷津田の南がすぐ広場となって、自然ではないということになるんですね。

【事業者】 コンクリート等の構造物でつくるような広場ではないです。

【安立委員】 その辺をもう一度考えていただきたいです。先ほど谷津田をただ除外するだけではなく保全対象だとおっしゃいましたけれども、だったら、ここに広場ができるのは不自然というか、本当に谷津田の生き物のためになっているのかということところがすごく疑問なんですね。多くの両生類は、森林と田んぼ、水辺の両方を利用しますし、トンボであれ何であれ、いろいろな生態系があって初めて守られるのが谷津田の周辺の大事なところなので、そこを広場にするのは本当に保全になっているかということところがきちんと考えていただきたいと思います。

調整池も、調整池は確かに洪水を止める大事な池でもありますが、水辺を利用する生態系とか植物にとっても大事なところですよ。水深が1mから5mとなだらかにということでは考えられていていいなと思いますけれども、もうちょっと浅瀬をつくるのか、オギとかヨシが生えやすい環境をつくるのか、緊急的なときには調整池としての役目を果たすけれども、それ以外のときには、水量を調整するなりして水辺を利用する生き物たちにとっての大事な池となるような工夫をしていただきたい。

それには、生態系についてももうちょっと専門家のご意見を聞くなり何なりして、広場と調整池を含めた全体の保全をお願いしたいと思います。造成の関係上森を切るのは仕方ないのですけれども、木を植えたところで、きちんと生き物の役に立つような樹木が育つには10年、20年、30年とかかかるわけですね。それも含めての保全だと思うので、ぜひご検討いただきたいです。できるなら切らないでいただきたいし、広場がもし法律として定められているのだったら、ここではない、谷津田の横ではないところをお願いしたいと思います。

【岡本会長】 ありがとうございます。

事業者より回答をお願いいたします。

【事業者】 広場については、「広場」という言葉の問題もあるのかもしれないですけれども、動植物の環境保全措置の一つに、「現存植生を考慮した造成森林や広場を検討する」という内容を入れております。ここの調査で、植物の中で植生図ですとか、フロラという植生の分布の調査なども実施しておりますので、ここの樹林がどういった樹種で構成されているのかは把握しております。そういったものを生かして、特

に今、谷津田の北側ですと、クヌギですとかコナラですとか、そういった落葉広葉樹の二次林も成立しておりますので、そういったものも参考にしながら、そこに植えていく樹種を検討したいと考えております。

調整池についても、ご意見いただいた内容は、いわゆるエコロジカルポンドと言われる取組みかと思えます。そういったことも考慮しながら、今回、底面を土質でということをもまずは検討させていただいております。一番ど真ん中の部分で植生をとというのは難しいかもしれないですけども、調整池の際の部分、エコトーンのような植生ができるように、そういった配慮をできる限り検討していきたいと考えております。

【岡本会長】 先生、いかがですか。

【安立委員】 はい、大丈夫です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかの先生方はいかがですか。まずこちらの高瀬先生が先に。鶴見先生、少しの間お待ちください。

【高瀬委員】 自然環境担当の高瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

先ほど安立委員がおっしゃっていたことに私も非常に同意しております。谷津田の横に緑として広場を設ければいいわけではないと私も強く思っていますので、ご検討いただければと思います。

あと、安立委員からの質問に関わるのですけれども、評価準備書のほうの 914 ページに書かれている記載の仕方が、準備書を作成された方以外の読み手からするとちょっと誤解を招くのかなという気がしました。その点、まず一つコメントをさせていただければと思います。

914 ページの「存在・供用による影響」の 1 つ目の箇条書、「谷津田環境のうち、改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、造成森林又は緑地を整備する計画とすることで、谷津田、谷津環境と連続性のある樹林環境の復元に努める」と書いてあります。これを最初読んだときに、改変を避けられない範囲については産業用地としての活用は行わないのに、緑を植えますというのはどういうことなんだろうと疑問に思っていたのですが、安立委員に対する事業者の方のご回答で「なるほど、そういうことだったんだな」と理解をしたので、もう少し表現を変えていただければよいかというのがコメントです。

結構質問があつて恐縮ですが、主に空間評価の部分に関して質問したいと思っております。といいますのも、本事業は複数の工区にまたがる複雑な形状で、面的な改変をもたらすものだと思うので、こうした事業においては、改変面積の合計といった量的な評価ではなくて、どこがどのように改変されるかという空間的な評価が不可欠だと思います。私は担当が自然環境なので、自然環境の部分しか読めていないのですけれども、今回の改変率は、パワーポイントの資料だと 51 ページ、準備書ですと 752 ページから 759 ページ辺りに示されていると思います。改変率は面積の変化のことなんだと私は勝手に思っていたのですが、植物群落であれば、確かに面積がどれ

ぐらい増える、減るというのは重要かと思います。一方で、移動性を持つ動物や昆虫に関しては、面積の表現だけではなくて、行動圏や移動経路などの複合的な空間評価が必要なのではないかと思います。これは単純な面積比なのか、それとも違う意味を持った改変率なのか。植物は面積でいいと思うんですけども、動物に関してはどういった改変率を出しているのかが気になったので、まずその点を教えていただければと思います。

残り3つぐらい質問があるのですが、まず1つ目です。お願いします。

【岡本会長】 回答をお願いいたします。

【事業者】 回答いたします。動物で記載している改変率につきましては、数字自体は平面で、植物と同様です。動物それぞれが生息する環境を既存の文献や一般的な生態から推定をして、そこを生息環境としたときに、改変区域と重ね合わせて、改変の程度を位置情報システムを活用して計算して、そちらで改変率を出しています。

あとは、全てその改変率だけで終わらせているかと言われると、そういうことではないというのがもう一つの回答になります。例えば、今回、環境保全措置あるいは事後調査の対象にしているサシバと言われる鳥類ですけれども、こちらについては、改変と重ね合わせたときに、営巣地が改変されるわけではないです。だから、単純に平面の解析でいけば保全されるような内容になっているのですけれども、サシバについては、例えば近くで工事が行われるときに、そこから発生する騒音ですとか、あるいは周辺で活動する工事業者や工事機械、そういったものが視界に入ったときに忌避反応を示すような、おっしゃられているような単純な平面ではない空間的な要素が含まれると考えております。その結果、保全するにはもう少し手厚い措置が必要だろうと考えまして、工事工程を調整する、いわゆるコンディショニングと呼ばれる措置になりますけれども、そういったもので影響をモニタリングしていこうという計画をしています。

生態系の項目については、それぞれの注目種で行動圏を考慮して、移動経路を含めた上で解析をしております。

このように、種の特性に依じてそういった空間的な部分は考慮していると考えております。

【高瀬委員】 ありがとうございます。ちなみに、改変率をどのように算出したかというのは準備書の何ページに書かれていらっしゃるのでしょうか。

【事業者】 算出方法については、基本的にはこの調査地域内で作成している植生図の植生・植物群落をベースにしていまして、それに対して、各動物の生息環境として当てはまる群落を抽出します。それに改変面積を重ね合わせるのですが、改変面積自体は載せていません。委員の方々のお手元に非公開の資料は配られているのでしょうか。それに在来のカエル類の図面の中でグレーに塗ってある範囲があると思います。そちらがいわゆる改変面積の範囲になりまして、それを重ね合わせて、GIS（地理情報システム）上で面積を算出して改変率を出しております。

【高瀬委員】 ありがとうございます。そのこと自体は準備書に書かれて、方法論など

も書かれていらっしゃるのでしょうか。

【事業者】 方法論は、改変率を出したというところまでになっていますので、具体的に今お話ししたところまでは記載していないかと思います。

【高瀬委員】 ありがとうございます。恐らく市民の方や一般の方が見られるときに、この改変率という指標や、ほかにもいろいろな指標で今回判断されていると伺ったのですけれども、それが目に見えないので、これが果たして本当に正しいのかと疑問を持たれるのではないかと思ったので質問をさせていただきました。なので、準備書のところで丁寧に方法の部分も説明していただけるとよりよいのではないかと考えております。

そこに関連して、続けて申し訳ないのですが、準備書の 697 ページ辺りからの話になります。今、補足資料で、いくつか生息のポイント、幼生確認地点とかが載っています。確かに細かく情報を出し過ぎると、ほかの人が悪用するのではないかという心配も若干あるのですけれども、ただ単に個々の種が何個体確認されたかという情報しか載っていない。こんなに広い場所だと、どこの位置に確認されたのかというのがそれぞれ分からないと、本当に今回の保全措置の仕方が妥当なのか、正直判断が難しいと思いました。確かに調査した地点やラインなども載っているのですけれども、結果としてどこで確認できたかという情報は今回のこの保全措置の判断に生かされているのでしょうか。

【事業者】 まず、この準備書にそういった確認位置を記載するかどうかは、おっしゃられるとおり、いわゆる重要な種は絶滅の危険性があると言われるような動物だったので、一般的にはアセスの図書だと全て出すことはあまりしないと思っております。今回は、委員の方々に特別にご提供させていただいているものかと思います。

あとは、動物について言えば、確認位置にこだわり過ぎるのも逆に予測を甘くするかなと思ってしまして、ここで確認されていて、たまたまそこが改変区域から外れていれば安全なのか、守られるのかと言われると、必ずしもそうではないと思っております。確認されたということは、まずそこに生息しているという事実があるということだと思っています。そのときに、確認位置も含めた形で対象の調査地域の中のどのような環境に生息する可能性があるかということをも面的に捉えたほうがかえっていいかなと思っております。そこはあえて確認位置にこだわらず、地域の中で利用し得る環境を推定しているということになります。

ただ、一方で、確認位置が重要なものも動物の中にございます。先ほどお話ししたサシバの営巣地など、猛禽類は営巣地を中心に行動圏を持ちますので、位置としてかなり重要な要素を持ちます。あとは、生態系で出しているカエル類についても、産卵環境あるいは幼生の時期は移動することができませんので、その位置を起点にして予測・評価が必要だというふうに考えました。

そういった位置情報が重要だと考えられるものについては、その情報を生かして予測・評価を実施しております。

【高瀬委員】 分かりました。ありがとうございます。

最後に 1 つ質問をさせていただきます。準備書の 914 ページです。先ほどのところに戻ってしまうのですけれども、ロードキル対策についてお伺いします。この準備書では、「看板等を設置し、ロードキル防止に努める」と書かれているのですけれども、今回、全体的に改変がなされることを考えると、もともと生き物が使っていた移動経路が遮断される可能性があるのかなと考えました。そうすると、移動経路が変わっていく可能性が十分考えられると思います。なので、ただ単にロードキル防止に努めるだけではなくて、移動性の動物が安全に移動できるような装置をつくって、できる限り環境保全のための措置をするほうがよろしいのではないかと思いました。現状、移動経路の把握と、もし移動経路が断たれるのであれば、代替の経路の確保についてどのような計画でいらっしゃるのかを教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

【岡本会長】 お願いします。

【事業者】 ご質問ありがとうございます。

今お示ししているのは土地利用計画になると思うのですけれども、ピンクの部分が企業用地でして、土地が整備された後に、このピンクの部分で動物が生息することは恐らく難しいのかなと我々も思っております。そこを踏まえて、企業用地が存在することで、その周辺まで利用できなくなってしまうことがより移動経路を遮断する要素になり得ると考えましたので、そこを取り囲むように、周辺の樹林との連続性をできるだけ確保する形で造成森林をまず整備する予定となっております。

移動経路につきましては、新しく北西に道路ができるということで、その影響も考えられるのかなと思っております。具体的な対策を立てられるかどうか、事業者の中で検討とはなるのですが、例えば道路の間を横断できるような策は何かないかとか、そういったところは考えていければと思っております。

あとは、周辺の移動経路についてですけれども、動物の事後調査の中で、無人撮影カメラを使って周辺をどのように移動しているのかとか、そういった計画は立てておりますので、しっかりモニタリングしていければと考えております。

【高瀬委員】 以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

すみません、鶴見先生、長くお待たせしました。高瀬先生、隣の方にマイクを渡してください。よろしくお願ひします。

【鶴見委員】 自然環境を担当しております鶴見と申します。よろしくお願ひいたします。

今、委員の 2 人から出たご意見とほぼ同じで、できるだけ重複は避けたいと思うのですが、この変更後の図面を見て、「あれ？」と思ったのが、スライドの 15 ページです。谷津田の場所が大事だということは分かるのですけれども、谷津田がなぜそこにあるかという、その周りには森林や環境、そこから流入する水、空気、温度など、そういったものがあってこそ谷津田が維持される。また、そこで活動されている方もいる。そういったことを考えると、この改変後の面積を見ますと、これで果た

して谷津田が今後も維持できるのかというのが非常に疑問に思いました。すぐそばに広場をつくるというところも関連してきます。その辺りをもうちょっと考えていただきたいというのが一つでございます。

もう一つ、この緑地です。方法書の数値を見ると、企業用地は約 12%ほど減らして確保されているようです。そして緑地は 25%以上は残すということですが、別の言葉で言えば、25%残せばいいでしょうと、そのようにも読み取れるわけです。

そのときに、中に参入する企業が、どのくらい緑地を残すのか、それによって全体でどのくらい緑地が残されるのでしょうか。植栽したところで先ほどお話がありましたように、木が育つには 10 年、20 年、もっとかかります。なので、すぐには効果は出てこないと思います。そういう状況において、今のこの図を見ると、事業区画内の周囲のグリーンのところは緑地ですが、その緑地が全体の 25%だと言われても、この環境で果たして生物が生息していけるのでしょうかと非常に疑問に思いました。

また、これからできる道路は、図面を見ると最大幅で 19m でしょうか。緑地がこのような道路で分断されてしまいます。そういったところで生物の行き来を遮断しないように、連続性を持ってと言われても、本当に大丈夫なのかなと、そういう気がいたします。なので、この図面のように緑地を残すのであれば、谷津田というこの場所を残してもしょうがないのではないのかなと、そんな気すらいたしました。

あと、谷津田ですが、現在はどのような形になっているのでしょうか。今拝見したスライドでは水田として維持されているようですが、工事は令和 11 年度から始まって、5~6 年ずっと続きます。その間、この谷津田での活動は維持されるのでしょうか。先ほどのお話ですと、谷津田の所有者は事業者さんではないということですが、大きく関係することですので、この谷津田の存在、活動している方たちとの連携をどのように取りながら工事を進めていくのか。そういったことはお考えでしょうか。

もう一つ、先ほど出ました改変率です。これは私も拝見していて非常に疑問に思いました。どうやって計算したのかなと。面積から割り出されたのかと思いますが緑地があるところを見ても、緑地の際から反対側を見れば向こう側が見通せてしまうようなところにおいて出すのと、全体の緑地面積で出すのとでは、かなり結果が変わってくるのではないかと思います。数値的には低減されているようですが、大丈夫なのかなという気がいたしました。その辺りのことを、次に書類を出していただくときには、どうやって計算されているのか、その根拠を教えてください。または、既存の調査などがあると思いますので、何を参考にされたのか、だから大丈夫と判断された、そういう文献等も提出していただくと非常にありがたいと思いました。

あとは、事後調査です。事後調査も 1 年程度はやられるということですが、もし今いた生物がいなくなってしまった場合、復元であるとかそういうことも配慮されるということですが、確認できなかった場合はどうするのか。事業者さんなり誘致で入ってきた企業の方々が、責任を持って復元や代替措置をやっていくということはお

考えなのでしょうか。その辺りをお聞かせいただけないでしょうか。よろしくお願
いたします。

【岡本会長】 それでは、事業者のほうから回答をお願いしたいと思います。

【事業者】 ご質問ありがとうございます。

樹林の連続性についてです。先ほどと大分近い内容のご質問でしたので、回答が少
し重複してしまう部分はございますが、連続性を考えたときに、企業用地の中で連続
性をつくるのか、もしくは周辺の環境と連続性を保つように樹林を配置するのか、ど
ちらがよいかということを考えて、できる限り産業用地はまとめて、その中で周辺
の環境と連続性を取る形で周辺にそれを囲むように樹林を配置したほうが、対象事業
実施区域内ではなくて、より周辺に影響を与える可能性もありますので、こちらをで
きるだけ低減できるだろうと、そのように考えてこの配置としております。

あと、移動経路について、道路の部分につきましても、これは今、これの案をお示
ししておりますけれども、道路の配置を検討していく中でいくつか案が出ていまし
た。その中で、この案が一番影響が小さいだろうと。いろいろな生物の生息地の調査
結果を考えたときに、一番よろしいのではないかと考えております。まずは、できる
限り貴重な生物の生息地から離しつつ、事業の目的が達成できる案を考えたという
ところをご理解いただきたいと考えております。

【事業者】 美樹観光の浅川でございます。谷津田の利用については今後検討したいと
思います。今すぐ具体的にどのようなという形では答えられないです。

【事業者】 あとは、事後調査について、なくなったらどうするのかというお話だった
と思うのですが、まずは、当たり前のことながら、その影響が最大限生じない
ようにしっかり配慮していくというスタンスではあるのですが、事後調査について
は、供用時のみ、要は工事が完了した後に実施するのではなくて、工事中からモニタ
リングしていきます。なので、工事が進んでいく段階でどういう影響が出てくるか
ということを見ていきますので、経時的なモニタリングの中で、ここは影響が出てき
そうだなというところをしっかりと把握して、先ほどの冒頭のご説明でも申し上げま
したけれども、何か想定外の影響があったり、サシバが営巣地から離れていくような行
動が見られるとか、そういった結果が出ましたら、しっかりと関係機関に連絡を取っ
て、必要な措置、工事の一時的なストップが必要なのか、そういったところを検討し
て、より環境影響が低減できるように努めていきたいと考えております。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【鶴見委員】 はい、ありがとうございました。

追加で1点よろしいでしょうか。サシバに関してですが、サシバの繁殖期中、慣れ
させる期間を設けるといことが準備書の761ページに書かれております。具体的
にどういうことをされるのでしょうか。サシバは夏鳥ですので、夏しかなくて、工
事は数年間にわたります。どうやってサシバに慣れさせる期間を設けるのか、その辺
りを教えてください。

【事業者】 ありがとうございます。おっしゃるとおりサシバは夏鳥で、千葉県ですと、

早くて3月下旬辺りから4月ぐらいに巣立って、一時的に幼鳥がそこで過ごして、8月、遅くとも9月には移動していくような鳥かと思います。

まず、繁殖期に工事計画のどの段階が当たるのかというのが一つ精査のポイントかと思っております。当然工事は長く続きますので、いずれかの工程はサシバの繁殖期に当たるのかなど。その工事工程の中でどういった行為をするのかというところの精査が1つ目になります。その工事の実際の行為の中で、どのようなものが影響がありそうか。工事は当然全面的に全て一度にやるわけではないので、どの場所をやるかという距離的な話もポイントになると考えています。そういったことを事前にサシバの繁殖期が来る前に精査をして、工事工程を調整する対象とする行為を決めて、それに対してコンディショニングをかけていく。そんなことを想定しております。

例えば建設機械でしたら、1日に稼働する時間ですね。よく例としてあるのは、建設機械をその場に放置して、まず存在に慣れさせる。そこから徐々に一日の稼働時間を増やしていく。1時間稼働したら1時間休止するとか、そういった行為がコンディショニングというもので、これについては国土交通省さんの環境保全措置の資料などに実例がございますので、そういったものを参考にしながら取り入れていきたいと考えております。

現時点では、この後、環境影響評価の後に必要な関連手続もございますので、実際にサシバの繁殖期にどの工事計画が当たるかはこれからの精査が必要になるので、具体的な回答は現時点ではできないですが、考え方としては以上のようなものを想定しております。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【鶴見委員】 ありがとうございます。そうしますと、コンディショニングについても事例があるということですね。

【事業者】 そうですね。サシバについては結構事例がありまして、この環境保全措置を設定したのも、論文などを参考にさせていただいています。サシバやオオタカはよく環境影響評価の保全対象に上がってくるので。それに対して、全国で環境アセスの保全対象になっているペアの事例を、メタ解析という事例を収集して解析する論文になりますけれども、そういった事例がございまして、その中で、工事中に工事の距離とサシバの繁殖成功率に差があるのかどうかを調べた論文があります。結論としては、差はなかったという結論になっています。

ただ、それがこの論文の深層ではないです。近くても大丈夫なのか、そういう結論ではなくて、対象にしているその事例というのはアセスの事例なので、距離が近ければ近いほど恐らく手厚い保全措置をしているはずなんですね。しっかり保全措置をすれば、距離が近くても繁殖成功はできるのではないかというのが結論の部分です。なので、しっかりそこを踏まえて、距離が近くても必要な措置をして、できる限り繁殖への影響を下げっていく。そういったスタンスで今回の計画を考えております。

【鶴見委員】 ありがとうございます。ぜひその論文等も教えていただけると大変ありがたいです。よろしく申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

【岡本会長】 先生、ありがとうございました。

ほかの先生方、いかがでしょうか。お願いします。

【杉田委員】 水のほうを担当しております杉田と申します。

先ほどから生態系のお話が出ておりますけれども、多分、谷津田の生態系を支えているのは湧水、水だと思います。湧水量がどれだけ減少するのかということは非常に生態系にも影響が大きいので、正確に予測していただきたいと思っております。

拝見しましたら、71～76.4%と42ページにあって、いいなと思ったのですがけれども、準備書の8-269(579)ページを拝見いたしますと、土地利用の扱いで、対策を講じた区域については道路から緑地・広場に変更するとあります。これはただ単純に面積だけで計算をされたのか。当然水は流れますから、涵養域と流出域がありまして、涵養域に浸透する場所がないと浸透施設をつくっても入っていきません。この場合、涵養域が台地の上になりますので、そういったところを考えていらっしゃるのかどうか。それから、100%緑地・広場に変更できるような浸透施設をお考えなのか。ついでに、8-234(544)ページに地下水面図を書いてくださってまして、この矢印のお尻のところ浸透施設をつくれれば効果があると思うんですけれども、そういうところに浸透施設をつくるご予定なのかをお伺いしたい。

あと2つ質問なのですが、地下水のコンターをどうやって書かれたのか。こんなに細かいコンターを書くには多分データがすごくたくさん要ると思うのですが、どのようにして書かれたのか。ついでに、横にヘキサグラムがあったので拝見したのですが、ヘキサグラムは左右が一緒でないと。私どもが分析の精度を確認するときも、左側のプラスと右側のマイナスが一緒であれば精度がいい。水は帯電しておりませんので、必ずプラスマイナスが一緒になるはずで、そういった分析精度の確認にヘキサグラムを使うのですが、拝見しますと、例えば8-7-8の地点③ですか。明らかにプラスのほうが大きくて、一体このヘキサグラムはどうしてこんな格好になっているのかというところもお伺いしたいです。

【事業者】 ご質問ありがとうございます。

まず、地下水の涵養量の計算については準備書の578ページ以降に記載しております。580、581ページ辺りに、それぞれの土地利用形態に応じてどういった原単位を使ったか、あとは雨水浸透施設が設置可能か不可能か、環境保全措置としてそういったものをお示ししております。

その土地利用計画を基に、雨水の流出係数や年間降水量、蒸発散量率から地下水の涵養量を求めたのが581ページ辺りの結果となっております。その結果が70～76.1%という数字でございます。

その手前の地下水の流れにつきましては、実施区域の中で地下水位の観測も行っていただいたのと併せて、これとは別途ボーリング調査も何か所か地質調査としてやっておりますので、その結果を踏まえて、地下水の流向と棒線図を作成しております。

あと、ヘキサダイアグラムですが、ご指摘のとおり、これはちょっとどうなのかと

いう結果も多々見受けられるのですけれども、これは現地から採取したものをそのまま分析した結果こうなったということで、特段変なものが混ざった上ではなくて、現地の結果としてこうだったという結果でお示ししております。そこら辺の考察について不足している部分は否めませんが、現地の調査結果として受け止めていただければと思います。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【杉田委員】 いえ、調査結果として受け取ることは難しいと思います。プラスマイナスが調和していないわけですから。私どもですと、プラスマイナス 5%以上違っていれば、報告書や論文には使えない。分析ミスと。そして、プラスマイナス 10%以上違っていたら、当然やり直すというのが普通私どものやり方です。ですので、これはしっかりデータの分析のところからご確認いただきたいと思います。

それから、最初のほうの質問で、面積で湧水量を設定したということですが、先ほど申しあげましたように、544 ページの地下水の等高線図でもいいのですが、地下水位が高いところに涵養しないと、この周辺で涵養しても、谷津に湧水量は増えないです。なので、そういった水の流れも考えて湧水量の推定をしていただきたいというのが希望です。

ほかにもデータをお持ちであるならば、ボーリングされるとおっしゃっていただいたので、そういった地点もデータもここに示していただきたいと思います。

以上になります。よろしく願いいたします。

【岡本会長】 回答をお願いします。

【事業者】 ご意見ありがとうございます。そこら辺も含めて、評価書段階の予測では検討を進めたいと思います。

一応流れといたしましては、基本的に計画地が台地状になっておりまして、その周辺の谷津田に関してはそれより低い標高となっております。また、実施区域の台地だけではなくて、先ほど説明を差し上げたとおり、実施区域の北側、東側、南側からも谷津田のほうに向かって流入している状況です。それらを含めて全体の涵養量を算出しているという状況でございますので、高いところから涵養されたほうが谷津田に対しては効果的というのはおっしゃるとおりなのですが、全体の流れとしては、実施区域の中で低いところ、大体南から北側に流れていますけれども、北側のところで涵養しても、北側の谷津田のところには十分効果があるものだと考えております。

ヘキサダイアグラムにつきましても、事後調査段階でもう一回確認した上で、どういった水系になっているか、水系の連続性など、そこら辺も踏まえた上で対策を講じる形で対応したいと思います。

【岡本会長】 ありがとうございます。先生、よろしいでしょうか。

ほかの先生方。お願いします。

【町田委員】 私も水関係です。基本的な質問で前回もしたかもしれないのですが、簡単な質問で、スライドの 14 ページの市長の意見に「立地企業の業種設定」とあります。このときに、事業者さんの見解は、食品加工、研究開発、物流倉庫、工業加工、

各 25%程度と。それぞれの一番悪いケースで評価しているということですが、きちんと工業のための敷地をつくって、つくること自体環境影響が大きいのですが、入ってくる業者さんが造成期間よりもずっと長い期間使うわけですね。もちろん変わるかもしれないですけども。

もうちょっと前のスライドの 8 ページでは、進出企業に対して、再生可能エネルギーの導入や高効率機器の採用を要請するとあるのですが、これは想定ですよ。これはどのくらい確度があるのか。食品加工や研究開発、物流倉庫、工業加工、それぞれ複数の企業がもう手を挙げていないということとは言えないし、再生可能エネルギーや高効率機器を土地を売る人がその事業者に対して強制というか促すことができるのでしょうか。

一番お聞きしたいのは、公開できないことはあると思うのですが、この 25% ずつを成立させるような目途はある程度立っているのでしょうか。例えば、今、杉田先生が水のことを言いましたけれども、実際に使い出すと、大学なんかでも上水道だけではとても足りないので、実験や研究で地下水をくみ上げてどんどん使っています。研究開発でもそうなると思うんですよ。実際には分かりませんが。実際に工業団地として動き出したときに、私のイメージですが、物流ばかりだったらそんなに水は使わないかもしれないですけども、物流以外は、研究開発でも、工業加工や食品加工はもっとかもしれないですけども、水をたくさん使うことになって、その後、先ほどからご質問があった生物の多様性なりそういうものが保たれるのか。そういうことで、前提のところ崩れてしまったり崩しになってしまうのではないかと思います。

それに、工業用地を造成しても売れなければ、悪い言い方をすれば買ったたかれるわけですよ。食品加工と研究開発と物流倉庫は売れたけれども、想定している工業加工のほうが駄目なので、ほとんど利潤なしで売ったとする。そうすると、工業の進出してくる方は言うことを聞かないと思うんですよ。もし私が経営者だったら、そんなコストのかかることはしませんから。

この辺は前提条件なので、どのくらい確度があるのでしょうか。25%を全部守らなければいけないと言っているわけではないのですが、きちんとそれぞれの事業が成立するような目途が立っているんですか。前提条件として東金道路があるからすごく便利だとか、よく分かりますし、実際にアクセスもしやすく、ここは自然環境が多くてあまり人口密度が高くないから、そんなに住民の方の苦情も出ないかもしれないですけども。その辺の前提のもくろみが崩れると、実際に工業団地が動き出したときも思わぬ負荷がかかるということがあるのではないかとすごく感じました。すみません、抽象的な質問なのですが。

【岡本会長】 回答をお願いします。

【事業者】 まず、進出予定企業の想定です。こちらは 25% ずつとさせていただいておりますが、これはあくまで現時点での想定でして、何ら担保されているものではないです。ですので、アセス上は予測条件の設定に当たっては、それぞれの原単位、

負荷が最大となる項目について、それが 100%入ることを前提に予測を進めています。

先ほどございました水の利用量につきましては、100%にしてしまうと現実とかけ離れたものになりますので、こちらの 4 業種で、さらにこちらの産業用地に入れるような業種、業態を細区分、集計した上で現実的な水量を想定して、それに安全率をかけて設定しております。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【町田委員】 分かりました。私の理解としては、このケースより悪くなることはあり得るということですね。だって、業者さんもある程度利潤を得なければいけないわけですから。利用する人たちが物流だけだったら、私のイメージでは物流だとあまり水も使わないし、そんなに負荷がかからないんじゃないかなと。従業員の数もそんなに多くないですから。そうするといいかなと理解していますけれども、それは分からないということですね。

【事業者】 そうです。あくまでも想定ですので。それぞれ環境の大気とか水象とかの予測に当たっては、最大影響の。

【町田委員】 ある程度水量の上限とかいろいろと想定はしていると。分かりました。

【事業者】 ベースの事業計画についてはそうです。

【町田委員】 ただ、利潤を得られなければ、より環境負荷の多い工場なり、そういうところを入れなければいけない場合がある得るわけですね。分かりました。ありがとうございます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかに、先生方、いかがでしょうか。大分時間も押していますし、今日たくさん回答をいただいたので、もう一度考えるとここを聞いておきたかったという項目が出てくる可能性がありますので、この場での質疑は以上にして、追加の質問は事務局を通して事業者の方から回答を求めることにしたいと思います。それについては、次回の審査会で回答と、それに対して先生方の補足の質問をお受けする形で進めていきたいと思いますので、本日の質疑は以上にするのですが、先生方、よろしいでしょうか。

【大原委員】 ちょっと簡単に、質問が 2 つあります。準備書 1 の 8-254 (564) ページで図 8-7-14 の断面線図に地層推定断面 C-C' の位置を示してください。準備書 1 の 8-256 (566) ページで図 8-7-15 (2) に示した地層推定断面 F-F' では、試錐 No.12 付近の標高 30m より深い部分に第 2 粘性層 (De2) が賦存しませんか。次回に教えていただければ結構です。

以上です。申し訳ありません。終わりました。

【岡本会長】 先生の質問の趣旨は分かりましたか。

【事業者】 後ほど議事録を確認させていただいて、次回に回答を差し上げます。

【大原委員】 それで結構です。

【岡本会長】 では、次回に今の先生の回答を含めて報告いただければと思います。

先生方、本日の質疑は以上にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、事業者の皆さん、本日はこれで退室していただいて結構でございます。どうもご苦労さまでした。

【事業者】 どうもありがとうございました。

(事業者退場)

【岡本会長】 皆様、お疲れさまでした。

本日の審議を踏まえまして、さらに追加のご意見、質問がある場合は、後日、事務局までお寄せいただければと思います。

それでは、これで本日の質疑は終了いたしますので、これからの進行は事務局にお返しいたします。よろしくお願ひします。

【辻本環境保全課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

事務局からは3点連絡がございます。

1点目は、追加のご質問、ご意見についてです。先ほど岡本会長からお話がありました本日審議いただいた案件の追加のご質問、ご意見につきましては、事務局から依頼いたしますので、3月19日（木曜日）までに事務局宛てに送付いただきたいと思います。

2点目は、議事録の確認についてです。本日の議事録は事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただき、議事録として公表させていただきます。

3点目は、次回審査会の日程についてです。次回の審査会は6月頃に開催する予定です。後日、委員の皆様には日程調整をさせていただきますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からの連絡は以上です。

これをもちまして、令和7年度第3回千葉県環境影響評価審査会を終了いたします。長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

午後5時07分 閉会